



平成30年3月  
土浦市立図書館

# 目 次

## 1 第2次土浦市立図書館サービス計画の策定に当たって

- (1) 土浦市立図書館サービス計画策定の経緯・・・・・・・・・・・・・ 1
- (2) 土浦市立図書館の状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2

## 2 第1次土浦市立図書館サービス計画の取組みにおける現状と課題

- (1) 第1次土浦市立図書館サービス計画取組み後の課題整理・・・・・・・・ 4
- (2) 各サービスの具体的取組・現状・課題・・・・・・・・・・・・・・・・ 5

## 3 第2次土浦市立図書館サービス計画の目的・位置付け・計画期間

- (1) 計画の目的・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 9
- (2) 計画の位置付け及び計画期間・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 9

## 4 基本方針

- 「地域のまちづくり・ひとづくりに役立つ みんなの図書館」・・・ 10
  - 1 生涯学習や情報の拠点としての図書館
  - 2 課題解決支援型図書館
  - 3 まちづくりの拠点としての図書館
- サービス体系・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 11

## 5 第2次土浦市立図書館サービス計画における取組

- ☆ 重点的取組・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 12
  - (1) 基本サービス・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 12
  - (2) 全域サービス・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 14
  - (3) 成人サービス・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 14
  - (4) 児童サービス・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 16
  - (5) ヤングアダルトサービス・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 18
  - (6) 高齢者サービス・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 19
  - (7) 障害者（児）サービス・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 19
  - (8) 多文化サービス・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 20
  - (9) 資料収集・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 21
  - (10) 集会活動・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 22

## 6 サービス計画の推進

- (1) 推進体制・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・23
- (2) 進行管理・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・23
- (3) 目標値・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・24

## 用語解説

- 用語解説・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・25

## 参考資料

- 1 図書館法・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・26
- 2 公立図書館の設置及び運営上の望ましい基準・・・・・・・・30

# 1 第2次土浦市立図書館サービス計画の策定に当たって

---

## (1) 土浦市立図書館サービス計画策定の経緯

土浦市立図書館では、社会教育法及び図書館法の趣旨に基づき、生涯学習の拠点施設として市民ニーズに対応できるよう、平成25年3月に“地域のまちづくり・ひとづくりに役立つみんなの図書館”を基本方針とした第1次土浦市立図書館サービス計画（以下、「第1次サービス計画」という）を策定し、環境整備とサービスの充実に努めてきました。

### 【環境整備について】

平成25年10月、新治地区公民館の改築に合わせ、公民館内に地域のサービス拠点として、“新治地区分館”を開設しました。また、平成29年11月には土浦駅前北地区市街地再開発事業として建設された複合施設“アルカス土浦”内に、新しい図書館を整備しました。

新しい生涯学習・情報の拠点として、また、土浦駅前と中心市街地の活性化に貢献する場としての役割を担っての開館となりました。

### 【サービスの充実にについて】

第1次サービス計画では、基本方針と取り組むべきサービスの4つの柱（①あらゆる市民に対応したサービス、②市民ニーズに合わせた資料の収集・保存・提供、③市民の生活や仕事をサポートするサービス、④市民と資料を有機的につなぐ図書館サービス）に基づき、図書館の基本となる資料の収集・保存・提供や利用対象者層に応じたサービスの提供、課題解決の支援等に取り組んできました。

乳児とその保護者を対象とした「ブックスタート事業」や、小・中学生については“子ども読書活動推進計画”に基づく「親子読書の推奨」や「学校支援事業」など、家庭や学校における読書活動を軸に読書の楽しみを知り、読書を習慣づけるためのサービスの推進に努めました。成人・高齢者・障害者に向けた取組みとしては、市民のニーズを把握し、生活や仕事に役立つ「レファレンス※1」体制の強化、「オンラインデータベース※2」の提供や「視覚障害者情報総合ネットワーク※3」の導入、「対面朗読サービス※4」実施体制の確立等、サービスの拡充に努めてきました。

また、市民の生活が豊かなものとなるよう企画・実施しました。健康支援や子育て支援、関係機関との連携による自主講座・イベントの開催は、図書館の利用促進や図書館サービス全体の充実に繋がりました。

☆ 本文中の※1～※18の用語については、P25の用語解説をご参照ください。

## (2) 土浦市立図書館の状況

土浦市立図書館は、県内でも歴史のある図書館（大正13年6月創立）の1つです。現在、市内には分館を含めた5つの図書館が設置され、図書館サービスの拠点として運営されています。各施設の状況及び運営状況については次のとおりです。

### ① 中央館※5（アルカス土浦内）

土浦市立図書館は、複合施設である土浦石岡地方社会教育センター（現・土浦市生涯学習館）の一部として運営しておりましたが、専有面積も1,159㎡と小規模であるため、開架・閉架ともに、所蔵資料の保管について十分なスペースが確保できない状況でした。

平成29年11月に土浦駅前を拠点とした複合施設“アルカス土浦”の核として中央館が開館し、専有面積約5,120㎡、最大収蔵能力約56万冊（開館時は約35万冊）は県内最大規模の図書館となりました。

施設内には、自動書庫や自動貸出機・返却機を導入し、資料の貸出から返却までの効率化を図りました。また、子どもや高齢者そして障害のある方にも利用しやすい施設となるように、ユニバーサルデザインを採用し、多目的トイレをはじめエレベーター・視覚障害者誘導用ブロック・授乳室等を整備しました。さらに、多様なニーズに対応可能な研究個室や学習室などを含む、約650席の閲覧席を備えています。

### ② 分館

平成25年10月に新設された新治地区公民館内に新治地区分館が開設されたことにより、図書館分館は、三中地区分館、都和分館、神立地区分館、新治地区分館の4つとなりました。

すべての分館と、中央館が相互にオンラインによるネットワークで結ばれ、効率的な資料貸出サービスを提供しています。

### ③ 運営

図書館の運営形態については、土浦市図書館協議会へ平成23年12月に諮問、翌年6月の答申を受けて、司書職員が担うべき業務に専念できる環境整備と、民間活力による効率的な運営が見込める市直営による一部業務委託方式としました。

平成29年11月の中央館開館に合わせて、カウンター業務等の委託可能な一部業務を民間事業者に委託し、司書職員が本来担うべき役割（レファレンスと課題解決支援、地域資料の収集・活用、選書、学校図書館支援）を十分に果たすため、図書館運営の改善を図りました。

土浦市立図書館の開館時間及び休館日

	開館時間	休館日
中央館	月曜日～金曜日 午前10時～午後8時 土曜日・日曜日・祝日 午前10時～午後6時	月曜日(第1月曜日・祝日を除く) 12/29～1/4 特別整理日
分館	火曜日～日曜日 午前10時～午後5時	月曜日(祝日の場合, 翌日も休館) 祝日 12/29～1/4 特別整理日

職員数(平成30年2月1日現在)

(単位:人)

館名	館長含む正職員	委託事業者	計
中央館	11(5)	20(13)	31(18)
三中地区分館	—	4(2)	4(2)
都和分館	—	2(0)	2(0)
神立地区分館	—	4(2)	4(2)
新治地区分館	—	4(2)	4(2)

※ ( ) は内司書数

資料(平成30年2月1日現在)

資料種別	冊(点)数
① 一般書	300,137 冊
② 児童書・紙芝居	91,962 冊
③ 地域資料	18,732 冊
④ 洋書	437 冊
蔵書冊数 ①～④ 小計	411,268 冊
⑤ 視聴覚資料 (CD)	4,338 点
// (DVD)	4,638 点
⑥ 雑誌	8,275 点
総資料点数 ①～⑥ 合計	428,519 点

※資料の配送

中央館と各分館との資料の配送については、平日(火曜日～金曜日, 祝日を除く)に実施している。

## 2 第1次土浦市立図書館サービス計画の取組みにおける現状と課題

第1次サービス計画は、基本となる市民への読書支援に加え、生涯学習の拠点としてふさわしいサービスの提供や新しい図書館開館後の図書館サービスを見越しながら推進してきました。

計画期間中、土浦駅前には待望の図書館が開館し、図書館を取り巻く環境の変化や利用者ニーズも多種多様となっております。これまでの取組状況を振り返り、そこから見出された課題は次のようなものが挙げられます。

### (1) 第1次土浦市立図書館サービス計画取組み後の課題整理

#### ① 課題解決支援サービスの取組・拡充

社会情勢が目まぐるしく変化する時代に、市民の日常生活や地域においては様々な課題や選択が求められています。

そのような中、図書館では市民や地域が求める健康・医療情報、法律・ビジネス支援等多様な情報を的確に案内・提供・発信しなければなりません。そのため、新たな市民ニーズを把握し、レファレンス業務体制の強化やオンラインデータベースを活用した調べ物に対する環境整備を図って行く必要があります。

また、利用者が自ら調べる手段として導入した、インターネットやデータベースを有効に活用していただけるように利用・活用法の講座や、生活上の課題をテーマにした講座を開催するなど、図書館における自主事業開催のほかにも、課題解決に繋がるような学習機会の情報を収集し、提供する必要があります。

#### ② 地域資料・情報の収集及び提供

図書館が地域に関係する各種資料を収集・保存し、提供していくことは、地域の課題解決や地域文化の保存に繋がります。

そのため、地域資料・情報については、活字資料のほか映像や音声資料等の収集にも積極的に努める必要があります。特に今後も継承される伝統芸能をはじめ行事や風習等の資料については、土浦市の歴史や文化を伝える意味においても大変重要な部分となります。利用者が資料を気軽に手に取り、情報を仕入れることができる図書館の役割を踏まえながら、調査・研究に必要となる資料等の収集に努める必要があります。

#### ③ 対象者別サービスの取組

生涯学習の拠点施設として、あらゆる市民に対応したサービスの提供を推進してまいりましたが、高齢者や多文化サービスに対する取組みについては、施設訪問おはなし会や外国人への対応能力向上等、一部実施にいたらなかった部分もあり、サービスの必要性や取組み方を再検討する必要があります。

また、読書離れが著しいといわれるヤングアダルト世代（中学・高校・大学）への未実施項目については、これからの図書館を魅力あるものとし、土浦市に愛着を持っていただくひとづくりのためにも、青少年層の意見やアイデアを取り入れながら、サービス運営に努める必要があります。

## (2) 各サービスの具体的取組・現状・課題

	現状と取組内容	課 題
基本サービス	<<運営>> ・開館日、開館時間を拡大【新】 ・修理及び朗読ボランティアの活動開始、読み聞かせボランティアの拡大(3→6団体)【新】	・多様なボランティア(書架整理、案内受付、環境整備、中高生、外国語など)の段階的導入への検討
	<<図書館システム>> ・自動貸出機・返却機、自動書庫、BDS※6を導入【新】	・利用者への各自動機器の利用促進
	<<資料・情報提供サービス>> ・レファレンス(相談)カウンターの設置【新】 ・インターネット在架予約の受付やリクエスト件数の見直しの実施【新】	・レファレンスサービスの周知と利用促進
全域サービス	<<サービス拠点整備の検討>> ・平成25年10月、新治地区分館を開設【継】 ・中央館の開館に伴う利用拡大への対応として、中学校区公民館全館への返却ポストの設置【新】	・中央館をサービス網の中核として、分館等サービス拠点の整備計画の検討
	<<郵送・配送サービスの検討>> ・郵便や宅配便、コンビニエンスストア等を活用した配送サービスの検討【継】	・市民ニーズの把握と、効率的・効果的なサービス内容の検討
成人サービス	<<課題解決支援機能の充実>> ・国会図書館デジタル化資料閲覧サービスの導入【継】 ・国会図書館レファレンス協同データベースへの参加【継】 ・健康や子育てに関する講座の開催【継】 ・健康や仕事など役立つ情報と関連図書の展示【継】 ・時事や季節をテーマにした関連図書の展示【継】 ・市関係部署と連携した情報の発信【継】 ・新聞等オンラインデータベース(6種類)の導入【新】 ・図書館の子育て支援のため託児サービスの導入【新】	・レファレンス内容の分析による地域や利用者の課題傾向抽出と対応方策の検討 ・各種サービスの周知と利用促進 ・市役所以外の外部団体等との連携・協力方法の検討と整備
	<<地域活性化支援への取組>> ・土浦市関連情報を提供する「情報ステーション」コーナーの設置【継】 ・図書・雑誌等の購入に係る、市内書店や古書店との協力体制の整備【新】 <<行政支援サービスの推進>> ・庁内LANによる図書館サービスの周知【継】 ・庁内LANを活用した業務向けレファレンスサービスの実施の検討【新】	・情報・資料の展示方法等の工夫 ・郷土資料についての情報の収集と同資料の活用方策の検討 ・各業務の調査研究に必要なレファレンス機能の強化

	現状と取組内容	課 題
児童サービス	≪ブックスタート、フォローアップ事業の継続≫ ・健康増進課と連携したブックスタートの実施【継】 ・市関係部署と連携した乳幼児保護者向け講座の開催【継】 ・乳幼児から小学生までを対象としたおはなし会の開催【継】	・ブックスタートボランティアの必要数確保に向けた養成講座の定期的開催 ・市関係部署との連携・協力体制の強化 ・協力ボランティア団体の段階的な拡充
	≪学校図書館支援の推進≫ ・授業等で使用する資料の団体貸出の実施（1校につき100冊、30日間）【継】 ・授業の一環としてのブックトークの実施【継】 ・図書に関する学校司書からの相談への対応【継】 ・団体貸出資料の配送サービスの実施（月1回）【継】 ・施設見学、職場体験学習の受入【継】	・教科書変更に伴う資料不足解消の検討 ・団体貸出、ブックトーク等の利用促進 ・図書館利用を促す効果的な情報発信
	≪読書推進への取組と情報提供≫ ・小中学生を対象に読書ガイドブック「たからもの」の作成と配付【継】 ・読み聞かせボランティア養成講座の開催により、新規ボランティア団体の立ち上げと新規おはなし会（新治地区）の実施【継】	・「たからもの」の活用に向けた取組の推進 ・保護者に向けた親子読書推進のための取組の不足 ・読み聞かせボランティア養成講座の定期開催
ヤングアダルトサービス	≪「teenの本棚」の充実≫ ・青少年向けコーナー「teenの本棚」の拡充（約2千冊）【継】	・魅力的な青少年向けコーナーとなるよう、配架図書の更新や定期的な企画展示の実施
	≪「土浦市子ども読書活動推進計画」の各種取組と各年代に合わせた対応≫ ・図書館における高校生・大学生の活動や連携策（おはなし会等イベント共催）について検討実施【新】 ≪中央館における環境整備とサービスの拡充≫ ・中高生の利用が見込まれる学習室脇に青少年向けコーナーを設置【新】 ・中高生のニーズ把握を図り、ボランティア活動の内容検討の実施【新】	・高校・大学への働きかけを行い、学校側のニーズの把握が必要 ・青少年向けコーナーの広報等情報発信の不足
高齢者サービス	≪世代に応じた情報・資料の収集と提供≫ ・大活字コーナーの拡大（約2千冊）【継・新】 ・朗読CD（約320点）や落語CD（約70点）を購入・配架【新】	・大活字資料の広報など利用促進への取組 ・朗読CDは購入可能な資料に限りがあるため所蔵資料の拡大が困難

	現状と取組内容	課 題
高齢者サービス	≪関係機関と連携した館外サービス推進と中央館における環境整備≫ ・高齢者施設への訪問おはなし会は未実施【継】 ・拡大読書機※7, 書見台付ルーペ※8等福祉機器の設置【新】	・訪問おはなし会の必要性についての検討 ・各機器の利用方法等の広報など利用促進への取組
障害者サービス	≪様々な利用者に対応可能な資料の収集・提供と各サービスの充実≫ ・視覚障害者への郵送サービス（1名継続と1名新規利用あり）【継】 ・点字資料, 声の広報の貸出（1回）【継】 ・視覚障害者情報ネットワーク（サピエ）への入会【新】	・郵送貸出サービス（無料）の対象は, 点字・録音資料で, 重度視覚障害者に限定される ・サピエの広報, 障害者団体への説明など利用促進への取組
	≪関係機関との連携によるサービスへの取組とボランティアの確保及び資質向上≫ ・既存ボランティア団体の協力による, 対面朗読サービスの開始（利用実績なし）【新】	・サービスの広報, 障害者団体への説明など利用促進への取組
	≪中央館における環境整備≫ ・拡大読書機, 書見台付ルーペ, 音声拡大読書機※9, DAISY再生機※10, 読上げ機能内蔵PCの設置【新】	・サービスの広報, 障害者団体への説明など利用促進への取組
	≪読書活動への支援が必要な子どもへのサービスの充実≫ ・ユニバーサル絵本（LLブック※11, さわる絵本, 布の絵本）の購入・配架（約50冊）【継・新】	・購入可能な資料に限りがあるため所蔵資料の拡大が困難 ・社会福祉協議会ボランティアの協力による, 点字絵本作成の検討も必要
多文化サービス	≪日本の生活に役立つ資料や地域文化を紹介した資料の収集提供による異文化の交流支援≫ ・新規購入, 寄贈受入などによる外国語資料の配架（約430冊）【新】 ・英語雑誌2誌, 英語新聞2紙（うち1紙は継続）の配架【新】 ・外国語絵本コーナーの設置【新】 ≪中央館における施設・対応等利用環境の整備≫ ・英語で基本的対応が可能な案内ボード及び筆談用電子ノートの, カウンターへの設置【新】 ・英語, 中国語版利用案内の作成（H30.4～）【新】	・生活に役立つ資料等の収集の検討が必要 ・外国語資料の書誌データは高額となる場合があるため予算措置の検討が必要 ・中央館における外国人の利用状況を把握し, ボランティアや職員研修導入の検討

	現状と取組内容	課 題
資料収集	<<資料収集>> ・中央館に合わせた，図書約 57,000 冊，CD 約 4,000 点，DVD 約 2,700 点を購入・配架【新】 ・雑誌約 300 誌，新聞 20 紙を配架【新】	・施設規模の拡大に応じた資料購入予算の確保 ・寄贈による資料収集の推進 ・雑誌スポンサー獲得に向けた取組
	<<地域資料>> ・地域資料について，土浦市立図書館独自の分類基準の作成と分類作業及び管理の実施【新】	・図書以外の資料(ちらし・パンフレット・写真・映像資料・音声資料等)の収集・提供
	<<電子書籍※12>> ・電子図書館サービスの導入(約 270 点)【新】	・サービスの利用方法等の広報など利用促進への取組
集会活動	<<市民に役立ち，生涯学習活動を支援する，講座・行事等の開催>> ・健康支援，子育て支援の自主講座を開催【継】 ・図書館まつりやビブリオバトル※13，リサイクルブックマーケット等，図書館の利用促進のための行事の開催【継】	・中央館において，自主講座の定期的開催の計画と，ニーズに沿った講座メニューの企画 ・関係機関や地域と連携した講座・行事の企画・開催

### 3 第2次土浦市立図書館サービス計画の目的・位置付け・計画期間

---

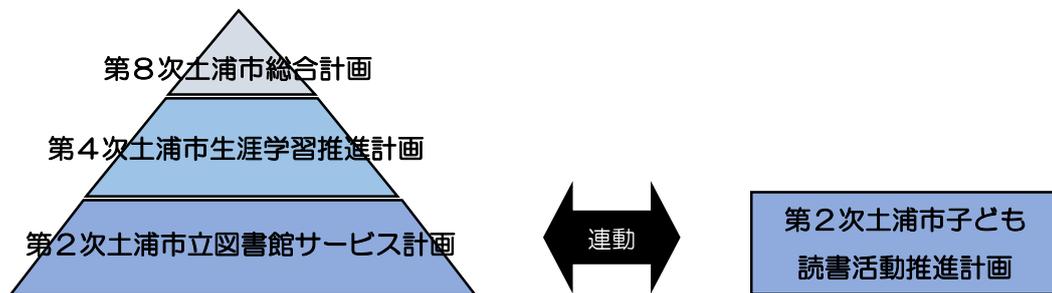
#### (1) 計画の目的

第1次サービス計画の推進状況を踏まえ、“まちづくりやひとづくりに役立つ図書館”を目指した第2次土浦市立図書館サービス計画（以下、「第2次サービス計画」という）を策定し、実施することによりサービスの定着・継続・充実を図ります。

#### (2) 計画の位置付け及び計画期間

第2次サービス計画は、上位計画である「第8次土浦市総合計画」「第4次土浦市生涯学習推進計画」との整合性を図り、また、関連する「第2次土浦市子ども読書活動推進計画」と連動しながら、計画期間については、平成30年度から平成34年度までの5年間とします。

なお、計画を推進する中で、社会情勢等に変化がある場合や上位計画などに変更が生じた場合には、必要に応じて計画の内容を見直すこととします。



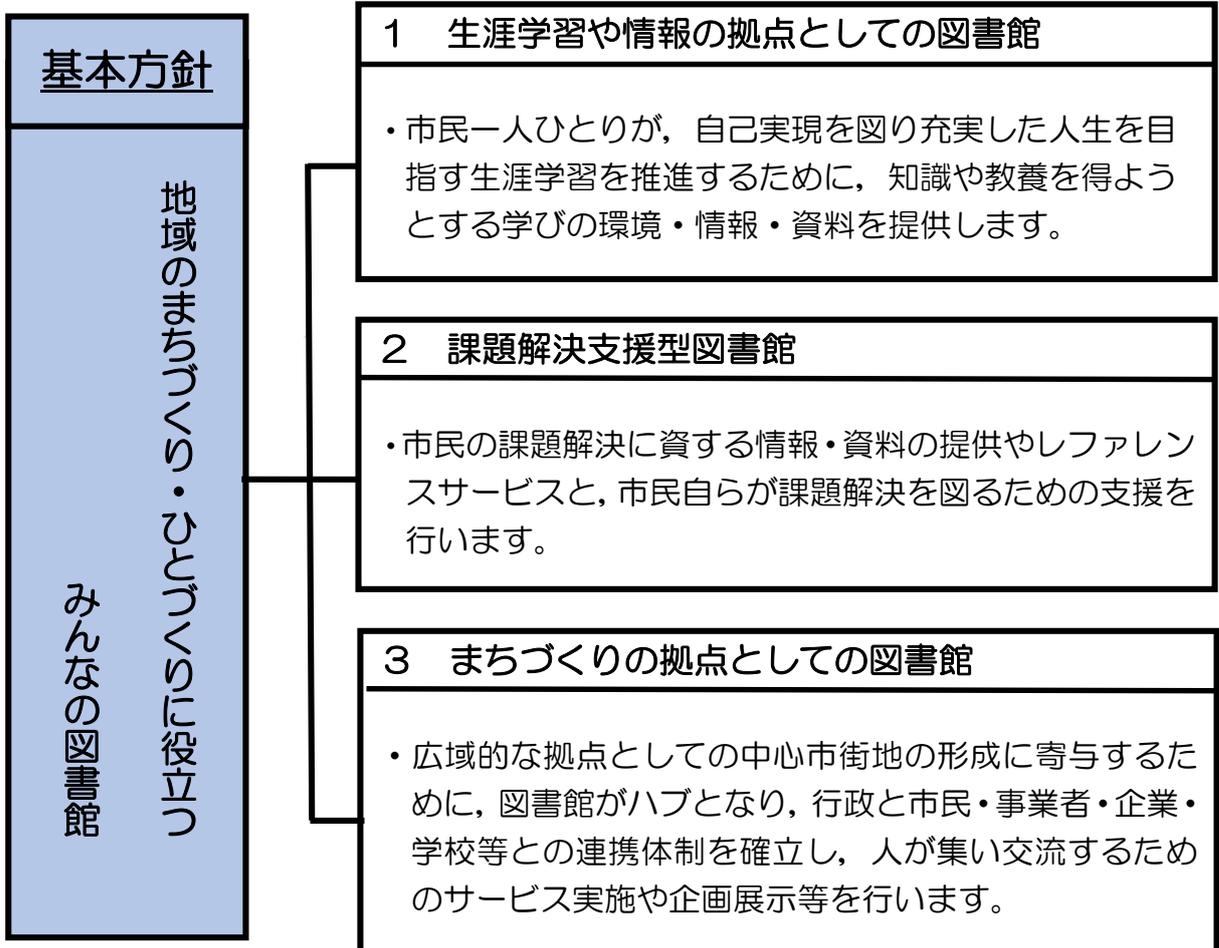
## 4 基本方針

第2次サービス計画の策定に当たっては、第1次サービス計画実施後の成果とその検証結果から抽出した課題、外的要因変化などを鑑みて立案しました。

新しい図書館の最大変化である、駅前立地による役割や課題を再整理した結果、これまでの「生涯学習や情報の拠点」としての役割に、駅前の活性化に寄与する「市民や地域の交流拠点」であることを加え、第2次サービス計画を策定しました。

第2次サービス計画は、市政運営の上位計画である「第8次土浦市総合計画」及び「第4次土浦市生涯学習推進計画」及び関連する「第2次土浦市子ども読書活動推進計画」を踏まえ、基本方針を次のとおり設定します。

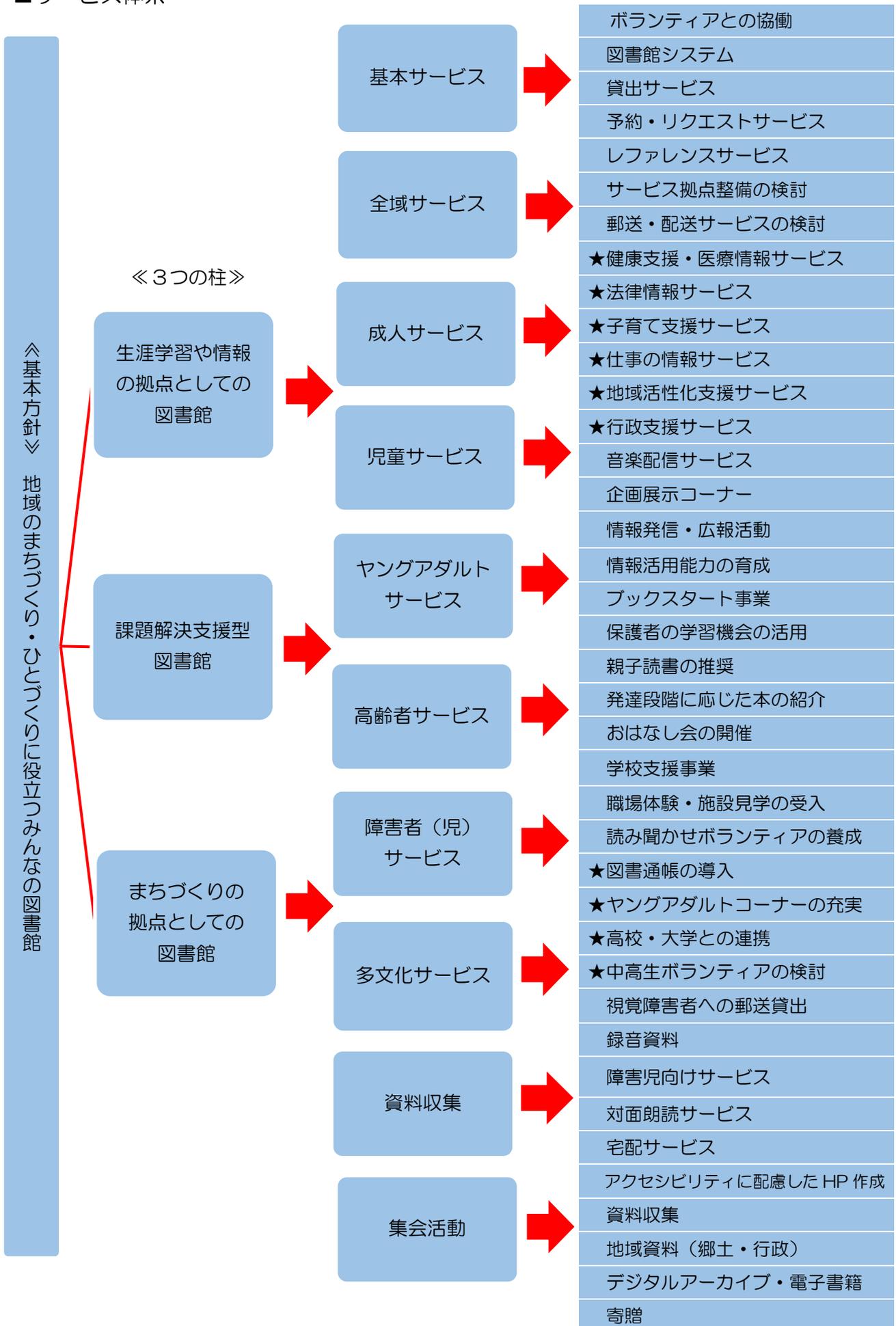
### 《 3つの柱 》



■サービス体系

《サービス項目と取組内容》

★は重点的取組



## 5 第2次土浦市立図書館サービス計画における取組

### ☆ 重点的取組

- 1 まちづくり・ひとづくりに役立つ図書館を目指し、地域の抱える課題や地域支援のためのニーズを把握し、課題解決に向けた支援サービスに取り組みます。
- 2 「第2次土浦市子ども読書活動推進計画」に基づき、子どもの読書習慣づけの方策の一つとして、図書通帳※14の導入・活用に努めます。
- 3 ヤングアダルト世代のボランティア養成と活動の場の確保、読書の推進に向けたサービスの充実に取り組みます。

### (1) 基本サービス

公共図書館において、最も根幹的かつ重要な機能である貸出サービスとレファレンスサービス、その他運営に関する事など、基本的なサービスには優先的に取り組み、利用者のニーズに的確に対応できるよう努めます。

### 《取組内容》

#### ① 運営

##### ・事業計画

図書館は、事業年度毎に策定する事業計画に基づき、地域の実情に応じた図書館運営に努めます。

また、その事業水準の向上を図るため、運営状況と事業計画の達成状況等に関し、点検及び評価を実施します。

##### ・ボランティアとの協働

社会貢献への意欲を持つ市民の様々な学習成果の活用と、利用者の多様なニーズに対応可能な図書館サービスの展開を図るため、幅広い対象者で構成されるボランティアとの協働を推進します。

#### ボランティア取組内容（拡充）

ボランティアの種類	活動内容	登録人数	関係サービス
修理ボランティア	資料の修理	11人	運営
ブックスタートボランティア	赤ちゃんへの読み聞かせ	46人	児童
読み聞かせボランティア	おはなし会等の読み聞かせ	43人	児童
朗読ボランティア	対面朗読サービス	24人	障害者

\* 登録人数は平成30年2月1日現在のボランティア登録人数です

## ボランティア取組内容（検討）

ボランティアの種類	活 動 内 容	関係サービス
運営ボランティア	書架整理・案内受付・環境整備	運営
中高大生ボランティア	ヤングアダルトサービスの各種運営 おはなし会の開催 他	運営・児童・青少年
音訳ボランティア	録音図書を作成	障害者
外国語ボランティア	外国人利用者への対応	多文化

### ・図書館システム

利用者の利便性の向上と運営の効率化を図るため、ＩＣタグを活用した自動貸出機・返却機、ＢＤＳ、自動書庫等を導入し、蔵書管理や運営管理面における処理全般の迅速化を図りました。

今後は、ＩＣタグや図書館システムの有効活用を図るためにも、施設状況・利用状況を考慮しながら、各分館への自動貸出機等の導入を検討していきます。

## ② 資料・情報提供サービス

### ・貸出サービス

すべての利用者ニーズに対応できるよう、多種多様な資料を収集し、図書館が所蔵する資料を迅速かつ確実に提供することで、図書館サービスの基本である貸出サービスの充実に努めます。

また、団体貸出については、これまで実施してきた学校や読み聞かせグループ、高齢者福祉施設以外の団体に対しても、更なる広報や情報提供に努め、利用促進を図ります。

### ・予約・リクエストサービス

利用者の資料要求に対しては、予約受付や他館借入、あるいは未所蔵の資料は全体の蔵書構成を考慮しつつ選書し、購入するなど、利用者に確実に提供できるように努めます。

今後のリクエストサービスのさらなる充実のために、これまでの国立国会図書館や県立図書館、市町村立図書館はもとより、大学図書館や類縁機関との相互協力の体制づくりを検討していきます。

### ・レファレンスサービス

利用者からの調べものや相談に対するレファレンスサービスについては、中央館に専用のカウンターを設置し、専門的な知識を持つ図書館司書によるレファレンス体制の強化に努めています。また、利用者自らが調べる手段として、インターネットや各種データベースを導入し、環境整備を図っています。

今後は、各種データベース利用講座や活用法等、利用者自身で調べものができるようになることを支援するサービスの充実と利用促進を図ります。

## (2) 全域サービス

居住地域と図書館が遠い市民や、障害者をはじめとする図書館利用が困難な市民などにおいて、だれもが図書館を気軽に利用でき、図書館が市民の生活の身近な存在となるように、全域サービスの充実を図ります。

### 《取組内容》

#### ① サービス拠点整備の検討

図書館サービスを市民へ均等に提供できるようにするためには、サービス拠点を計画的に地域に配置し、市内全域的な図書館サービス網を整備することが必要です。中央館を中心とした図書館サービス網を充実させるためにも、利用圏域・地域特性・人口分布等を勘案し、サービス拠点の整備計画の検討を進めます。

#### ② 郵送・配送サービスの検討

様々な理由により、図書館への来館が困難又は来館手段を持たない市民の利用方策として、郵便や宅配便を活用した配送の外、コンビニエンスストア等を受取先とした配送サービスの導入について検討します。

## (3) 成人サービス

図書館は、地域を支える情報拠点として、地域や市民の様々な課題解決支援を図書館の大きな役割のひとつとして再認識し、大人の方へのサポートとなる様々なサービスに積極的に取り組みます。

### 《主な取組》

- ① 市民の生活や仕事上の課題解決を支援する取組みとして、必要な資料・情報の提供や、関係機関・団体との連携・協力を実施し、支援機能の充実を図ります。
- ② 地域の抱える課題である地域活性化への支援を、図書館が担うべき重要な役割ととらえ、まちづくりや観光、商業・農業等の地域産業等、様々な地域情報の提供などにより、地域の支援に努めます。
- ③ 地方公共団体の様々な行政部局をサポートする行政支援サービスについては、行政事務や政策立案の遂行に必要な資料や情報の収集・提供への取組みを推進します。

### ●具体的取組と取組年度

サービス項目	サービス内容	H30	H31	H32	H33	H34	取組内容
レファレンスサービス	専用席、各種オンラインデータベース等によるレファレンスサービスの充実	拡 充					<ul style="list-style-type: none"> <li>・利用者の課題抽出と活用</li> <li>・各種オンラインデータベース等による課題解決支援及び情報抽出のための関連講座の実施</li> <li>・サービスの周知</li> </ul>

サービス項目	サービス内容	H30	H31	H32	H33	H34	取組内容
健康支援・医療情報サービス	地域・市民における課題の調査と支援内容の検討	拡 充	→				対面及びアンケート調査で地域や利用者ニーズの把握
	多様な形態の資料・情報の収集・提供	継 続	→				課題解決に対応する資料の収集及び周知
	関係機関・団体との連携・協力	拡 充	→				連携可能な団体の把握及び協力依頼に努める
法律情報サービス	地域・市民における課題の調査と支援内容の検討	拡 充	→				対面及びアンケート調査で地域や利用者ニーズの把握
	多様な形態の資料・情報の収集・提供	継 続	→				課題解決に対応する資料の収集及び周知
	関係機関・団体との連携・協力	拡 充	→				連携可能な団体の把握及び協力依頼に努める
子育て支援サービス	地域・市民における課題の調査と支援内容の検討	拡 充	→				講座開催時アンケート内容を事業に反映する
	多様な形態の資料・情報の収集・提供	継 続	→				課題解決に対応する資料の収集及び周知
	関係機関・団体との連携・協力	拡 充	→				講座開催等の連携事業・協力事業の推進に努める
	子育て世代の図書館利用促進	新 規	→				子育て世代に向けた託児サービスの実施
仕事の情報サービス	地域・市民における課題の調査と支援内容の検討	拡 充	→				対面及びアンケート調査で地域や利用者ニーズの把握
	多様な形態の資料・情報の収集・提供	継 続	→				課題解決に対応する資料の収集及び周知
	関係機関・団体との連携・協力	拡 充	→				講座や企画等関係機関との連携を図る
地域活性化支援サービス	地域・市民における課題の調査と支援内容の検討	拡 充	→				・双方向性を高める ・対面及びアンケート調査で地域や利用者ニーズの把握
	多様な形態の資料・情報の収集・提供	継 続	→				関連する資料や情報収集に努める
		新 規	→				・継承される伝統芸能や旧村単位の行事、風習等の資料収集及び提供に努める ・土浦市の歴史・文化・自然を表象する事項に関する情報の収集及び提供に努める

サービス項目	サービス内容	H30	H31	H32	H33	H34	取組内容
地域活性化支援サービス	関係機関・団体との連携・協力	拡 充	→				図書館の集客が地域のにぎわいに貢献できるよう、博物館や関係機関等との連携を図る
行政支援サービス	行政部局の必要とする資料の収集と効果的活用	拡 充	→				調査等により資料の収集に努める
	庁内 LAN 等を活用したレファレンス対応	継 続	→				対応の利便性を図る
	行政職員向け図書館通信による広報活動	継 続	→				PR・周知 利用促進に努める
音楽配信サービス	音楽資料データベースによる音楽配信	継 続	→				PR・周知 利用促進に努める
企画展示コーナー	各種テーマによる展示資料コーナーの実施	拡 充	→				テーマ展示・ギャラリーとの連携展示・地域活性化に関わる展示等、展示スペースの有効活用や企画面での充実を図る
情報発信・広報活動	SNSを使用した図書館活動の情報発信・広報	新 規	→				各種 SNS の活用を図る
情報活用能力の育成	利用者の情報活用能力向上を支援する取組	新 規	→				各種データベースの有効利用・利用促進のため活用講座・講習会を実施する

#### (4) 児童サービス

平成28年3月に策定した「第2次土浦市子ども読書活動推進計画」に基づく各種取組を実施するとともに、乳幼児から中学生を対象に各年代に応じた対応を図ります。

##### 《主な取組》

- ① 子どもたちに読書の習慣が身につくように、乳児期からの絵本の読み聞かせ“ブックスタート事業”を継続実施し、その後の“おはなし会”や“親子読書の推奨”等のフォローアップ体制を充実させ、身近な家庭における読書活動を推進します。また、関係各課と連携し、保護者の学習機会を提供します。
- ② 子どもの読書習慣のきっかけづくりとして、読んだ本を記録する「図書通帳」の導入を推進します。
- ③ “学校支援事業”として、学校支援担当による資料の相談・紹介、団体貸出・配送、出張によるブックトーク、学校司書の資質向上のために研修会等を開催し、子どもにとって身近な存在である、学校や学校図書館への支援を継続します。そして、学校と図書館の連携が、子どもの読書習慣の醸成に繋がるような事業運営を図ります。

●具体的取組と取組年度

サービス項目	サービス内容	H30	H31	H32	H33	H34	取組内容
ブックスタート事業	ブックスタートの継続実施	継続				→	ボランティア養成・確保
保護者の学習機会の活用	保護者の学習機会を活用した啓発	継続				→	関係各課と連携し、保護者の学習機会を提供
親子読書の推奨	親子読書推奨パンフレットの作成・配付	継続				→	パンフレットの配付やPRの見直しを図る
発達段階に応じた本の紹介	対象学年ごとのおすすめ図書ガイドブックの作成・配付	継続				→	司書によるおすすめ図書ガイドブックの充実に努める
おはなし会の開催	ボランティア、図書館職員によるおはなし会の開催	継続				→	ボランティアの育成・確保 分館を含め、おはなし会の充実に努める
学校支援事業	団体貸出	継続				→	貸出の促進に努める
	出張ブックトークの実施	継続				→	利用促進に努める
	・資料の相談・紹介 ・学校配送便の実施	継続				→	学校支援担当を配置し、学校や学校図書館との連携を図る
	学校司書を対象とした研修会・講演会の開催	継続				→	学校司書のスキルアップに努める
職場体験・施設見学の受入	児童・生徒による施設見学や職場体験の受入	継続				→	児童・生徒の施設見学や職場体験の受入
読み聞かせボランティアの養成	読み聞かせボランティア養成のための講座開催	検討	拡充			→	ボランティア養成講座を開催し、養成を図ります
図書通帳の導入	読書習慣のきっかけづくりのために図書通帳を導入	新規				→	図書通帳記帳機の導入及び図書通帳の購入

## (5) ヤングアダルトサービス

読書離れが著しいといわれている青少年期の利用者に向けて、日常生活や進路などの課題解決や、その世代の多様な感性に合わせ、今後の人間形成に役立つことができるような資料やサービスの提供に努めます。

### 《主な取組》

- ① 中央館4Fコミュニティスペースに設置した青少年向けコーナー「teenの本棚」については、内容の工夫や充実を図りながら、青少年が関心を持つ多様な資料・情報の収集・提供に努めます。
- ② 高校・大学等と連携し、青少年が本に親しむきっかけづくりや利用しやすい図書館を目指した企画・講座等に取り組みます。
- ③ 青少年の意見やアイデアを参考とした、魅力ある図書館づくりに努めるとともに、図書館の運営に協力していただけるような、青少年ボランティアの養成に努めます。

### ●具体的取組と取組年度

サービス項目	サービス内容	H30	H31	H32	H33	H34	取組内容
ヤングアダルトコーナーの充実	「teenの本棚」の実施	継続	→				定期的に企画展示を行う
	人気図書、おすすめ本の紹介	拡充	→				図書館だけでなく、中高大生や学校図書館司書からの情報を得ることで、コーナーの充実を図る
高校・大学との連携	図書館に関する情報の発信 団体貸出・ブックトーク・講師派遣など	新規	→				高校・大学側のニーズを把握し、出前講座のPR等でサービスの展開につなぐ
	高校生・大学生による読み聞かせ	新規	→				読み聞かせサービスを学生との連携事業の一つとしての展開を図る
中高生ボランティアの養成・協働の検討	ヤングアダルト向け図書紹介	検討	実施	→			中高生ボランティアの募集・養成
	ヤングアダルトコーナーの運営	検討	実施	→			中高生ボランティアの募集・養成

## (6) 高齢者サービス

図書館が、高齢者にとっての地域社会や様々な人々との交流の「場」の一つとして活用され、また生涯学習活動の支援となるよう、資料・情報の提供及び施設環境の利便性の向上を図ります。

### 《主な取組》

- ① その世代に応じた生活情報や医療情報，社会参加に関する情報などについて，図書や逐次刊行物のほかあらゆる資料等を収集し，利用者自身が選びやすく，探しやすくなるような情報の提供に努めます。
- ② 企業や行政各課・社会福祉協議会等との連携と協力体制を整え，シニア世代の健康や生活上の課題解決への一助となるような図書館サービスを企画・運営することで，高齢者サービスの充実を図ります。

### ●具体的取組と取組年度

サービス項目	サービス内容	H30	H31	H32	H33	H34	取組内容
資料収集	大活字資料の収集・活用	継続	→				PR・周知 利用促進に努める
	録音図書の収集・活用	継続	→				購入可能資料が少ないが購入を図り，PR・周知に努める
環境整備	拡大読書器等福祉機器の活用	継続	→				PR・周知 利用促進に努める
	分館における拡大読書器等福祉機器の設置	検討	実施	→			

## (7) 障害者（児）サービス

だれもが気軽に利用できる図書館を目指して，図書館利用に障害がある方への資料の提供や図書館サービスの提供については，各利用者の状態や状況に配慮した各種資料の収集・施設環境の整備に努めます。

### 《主な取組》

- ① 様々な利用者の要求に対応できる点字資料や録音図書などの資料の収集・提供とともに，対面朗読サービス等の人的サービスや図書の郵送・宅配サービス等の充実により，利便性の向上に努めます。
- ② 行政関連部署や社会福祉協議会及び障害者福祉施設等との密接な連携と協力体制を整え，サービスの効果的な取組みを行います。
- ③ 読書活動への支援が必要な子どもへのサービスの充実を図ります。

## ●具体的取組と取組年度

サービス項目	サービス内容	H30	H31	H32	H33	H34	取組内容
視覚障害者への郵送貸出	点字資料・声の広報等の郵送貸出の継続実施 (重度の視覚障害者限定)	継続	→				PR・周知 利用促進に努める
録音資料	DAISY※15を利用した録音図書 の作成・活用	継続	→				障害者団体への説明 利用促進に努める
障害児向けサービス	LLブック・さわる絵本・布の絵本等の収集と活用	継続	→				PR・周知 利用促進に努める
	施設訪問によるおはなし会などの実施	継続	→				療育支援センターへの直接のPR・周知に努める
対面朗読サービス	自力で本を読むことが困難な方に対し、ボランティアが朗読を行う	新規	→				市民・障害者団体への周知 利用促進に努める
環境整備	音声読書器、拡大読書器等福祉機器の設置・活用	継続	→				市民・障害者団体への周知 利用促進に努める
	職員の資質向上	継続	→				職員への定期的な研修
宅配サービス	図書館利用に障害のある方への宅配貸出の実施	検討	→	実施	→		サービス需用の把握 運用要項検討・制定 市民サービスの拡大を図る
アクセシビリティ ※16	障害者や高齢者を含めた誰もが、ホームページ上の情報・機能を支障なく利用できる環境の整備	検討	→		実施	→	次回システム更新時に盛り込みサービスの拡大を図る

### (8) 多文化サービス

地域に暮らす異なる民族、言語、文化的背景をもつ市民が、図書館を気軽に利用し、日本の文化や生活上の理解に役立つことができ、また、反対に異文化への興味・関心をもつ市民が、多文化社会への理解を深められるよう、外国語の図書や多様なニーズに合わせた資料を収集し、情報を提供することにより多文化サービスの充実に努めます。

#### 《主な取組》

- ① 外国語資料や新聞・雑誌のほか、日本の生活に役立つ資料やそれぞれの地域の文化を紹介した資料等の収集・提供に努め、外国人と日本人それぞれが異文化との交流が深まるよう支援します。
- ② 外国人でも気軽に利用できる図書館を目指し、分館を含む全ての図書館の利用環境整備・改善を推進します。

## ●具体的取組と取組年度

サービス項目	サービス内容	H30	H31	H32	H33	H34	取組内容
資料収集	外国語図書，新聞・雑誌，生活に役立つ資料，母国文化の紹介資料などの収集・活用	継続					新規資料の選書及び収集 PR・周知 利用促進に努める
	外国語の絵本コーナーの設置	継続					新規資料の選書及び収集
環境整備	外国語版の利用案内等の作成	継続					市内在住の外国人人口割合に 応じ，外国語訳案内チラシ 作成に努める
	外国語表示 OPAC※17 設置 について検討	検討			実施		外国人利用者（国別）の把握 と必要性を検討
	対応能力の向上 ・ボランティアの養成 ・職員の資質向上	検討	実施				土浦市関係部署や関係団体 等の協力を得ながら，職員 の対応力向上を目指す

### （９）資料収集

資料収集については，収集方針に従い，サービス計画における各種事業に関連する多様な資料を網羅的に収集し，魅力的な蔵書の構築に努めます。

#### 《主な取組》

##### ① 資料収集

市民ニーズに即した資料や情報を収集整備し，乳幼児から高齢者まで，すべての市民の求めに応じてそれらを提供することが必要です。そのため平成18年に策定の「土浦市立図書館資料収集および保存に関する方針」に従い，あらゆる資料の収集に努めます。

##### ② 地域資料（郷土・行政）

これまで図書館が収集してきた郷土資料や行政資料の他に，今後は，地域資料として，地域の機関や団体が発行しているチラシやパンフレットを収集・提供することが，地域の課題解決や地域文化の保存の観点から重要となってきます。

また，地域資料には，活字資料以外にも，地域の生活の姿を記録した写真や映像資料，音声資料等が含まれます。これらの資料については，博物館等とも連携しながら，今後は系統的に収集する必要があります。

さらに，郷土史，地域文化など，地域に関する資料を作成する役割を担っていくことも必要です。例えば地域資料の中でも，児童・生徒の調べ学習等に対応できるようなテーマに関する資料は，大人向けに書かれ難解なものが多く，活用が難しいことなどもあります。

そのため，地域資料については，「土浦市立図書館地域資料収集方針」に従い，図書館資料の中でも特に重要視しながら収集に努めます。

### ③ デジタルアーカイブ※18及び電子書籍

貴重な地域資料の保存については、今後、資料の経年劣化に対応するための方策として、デジタルアーカイブ化（電子化による保存）を推進する必要があります。

デジタルアーカイブは、資料のキーワード検索や拡大表示が可能となり、利用者の資料閲覧における利便性の向上が見込まれるうえ、現在の資料の保存状態も考慮し、導入について検討します。

また、中央館の開館に合わせて導入した電子書籍については、限られた予算の中での確かな選書を行うことにより、蔵書数を増やし、利用促進にむけた広報等に努めます。

### ④ 寄贈

図書館では、平成23年に定めた「寄贈資料の受領に関するガイドライン」のもと、広く市民からの寄贈資料を収集し、図書館資料としての活用を図ります。

## (10) 集会活動

図書館の基本的な機能である資料提供をさらに発展・深化させ、市民や市民団体の自主的・自立的な学習活動を支援するために、講座・相談会の他、読書会・研究会、文化行事等を主催し、多様な学習機会の提供に努めます。

### 《主な取組》

- ・講座（健康・子育てなど）《対象：一般》
- ・セミナー・相談会（法律・起業など）《対象：一般》
- ・文化行事等《対象：一般》
- ・おはなし会《対象：児童》
- ・ちいさなおはなし会《対象：乳幼児と保護者》
- ・福祉施設訪問おはなし会《対象：施設通所児童》

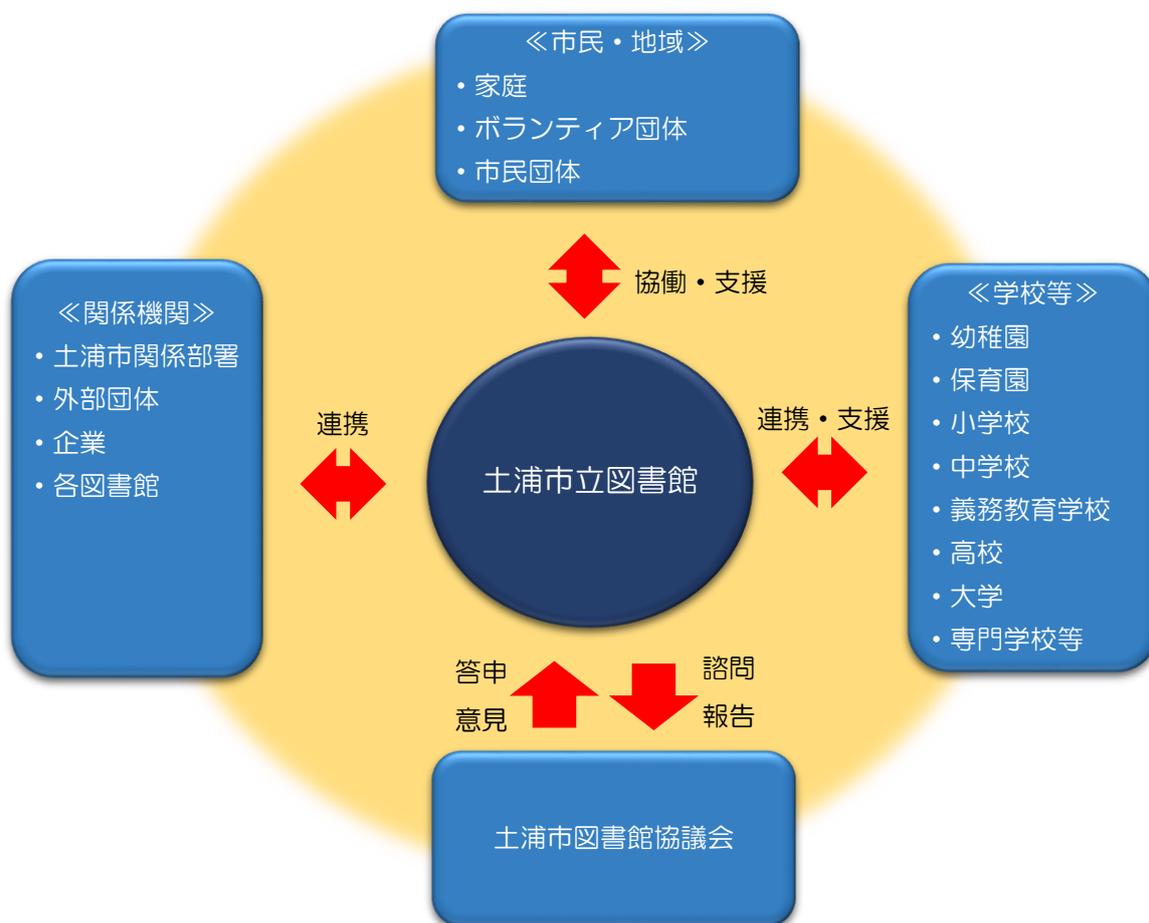
## 6 サービス計画の推進

### (1) 推進体制

利用者のニーズに対応する質の高いサービスを提供するため、職員は国や県、関係団体等の主催する研修に積極的に参加し、さらなる資質の向上を図ります。

また、図書館を中核とした、市民・地域・学校・関係機関等との連携や協力体制を強化し、提供するサービスの充実を図ります。

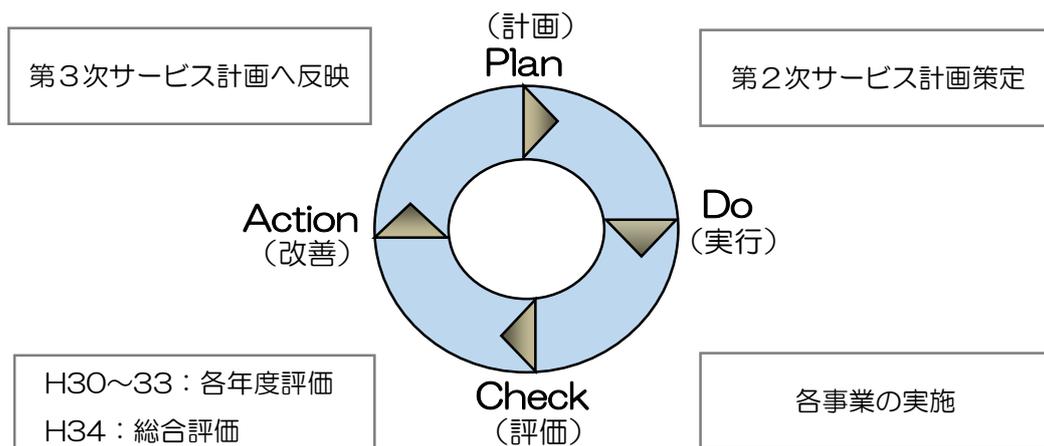
計画の進捗状況や計画推進のための方策等については、「土浦市図書館協議会」等の意見を参考として、図書館運営に反映させて行きます。



### (2) 進行管理

第2次サービス計画は、計画期間に推し進めるべき取組内容を重点的取組と各サービス単位ごとの取組みに分け、事業の進捗状況については、毎年度、土浦市図書館協議会への事業報告として評価をいただきながら、図書館全体での協議・検討・改善を図ります。

また、サービス計画実施にあたっては、P計画(Plan)→D実行(Do)→C評価(Check)→A改善(Action)サイクルによる管理進行を行い、計画最終年度には、サービス全体の課題や期間中の成果並びに課題分析をすることで、第3次土浦市図書館サービス計画の策定に活かすこととします。



☆ PDCA サイクルの繰り返しでサービスの質を向上させます

### (3) 目標値

第2次サービス計画を着実かつ効果的・効率的に推進するため、図書館における目標値は、「第8次土浦市総合計画」「第4次土浦市生涯学習推進計画」及び「土浦市新図書館施設整備コンセプト」に基づき、次のとおり設定します。

指 標	H28年度末状況	目 標 値
年間延べ利用者数	155,043人	400,000人
年間貸出冊数	484,069冊	935,000冊

## 用語解説

1	レファレンス	学習・研究・調査を目的として、必要な情報・資料を求めている利用者に対して、図書館員が情報あるいは必要とされる資料の提供や回答をする援助業務
2	オンラインデータベース	ネットワークを経由し遠隔地から利用できるデータベースの総称 茨城新聞データベース、官報情報、D1-Law（法律検索）他導入
3	視覚障害者情報総合ネットワーク	視覚障害者を始め、目で文字を読むことが困難な方々に対して、様々な情報を点字や音声データで提供するネットワーク。日本点字図書館がシステムを管理し、全国視覚障害者情報提供施設協会が運営を行なっている。通称「サピエ」
4	対面朗読サービス	図書館が提供する音訳サービスの1つで、障害等の理由により、自力で資料を読むことが困難な利用者に対し、朗読奉仕者が朗読を行うサービス
5	中央館	第2次土浦市立図書館サービス計画上、土浦駅前の「アルカス土浦」内に整備された新しい土浦市立図書館をいう
6	BDS	盗難防止装置（Book detection system）
7	拡大読書機	印刷された文字が小さすぎて判読できない弱視の方や高齢者の方のために拡大して見せる機器
8	書見台付ルーペ	書見台が一体となったルーペ。レンズは大型で書見台が付いているので読書に便利なものである
9	音声拡大読書機	文字を音声で読み上げ、モニターで大きく表示する 音声と拡大表示両用の読書機
10	DAISY 再生機	視覚障害など活字の読みが困難な方のために製作されたデジタル録音図書（通称：デイジー）の再生機器
11	LLブック	知的障害や発達障害のある方などが読みやすいよう、写真や絵、絵文字、短い言葉などで構成された本。LL はスウェーデン語で「やさしく読みやすい」を意味する言葉の略
12	電子書籍	図書として出版された著作物を電子メディアを用いて出版したもの
13	ビブリオバトル	発表者が面白いと思う本の魅力を、決められた時間内で紹介し、「読みたくなった」と思った聴衆の得票数により勝敗が決まる知的書評合戦
14	図書通帳	借りた本の履歴（日付・図書名等）を、銀行通帳のような形の手帳に印字するシステム及びサービス
15	DAISY	視覚障害など活字の読みが困難な方のために製作されたデジタル録音図書（通称：デイジー）
16	アクセシビリティ	高齢者や障害者を含めたあらゆる人が、簡単に Web サイトを利用し、必要な情報を得ることができるようにすること
17	OPAC	利用者に供されるオンライン蔵書目録及びその検索機器
18	デジタルアーカイブ	博物館や図書館等の公文書を、デジタル化し記録保存すること

## 参 考 资 料

---

# 図書館法

(昭和二十五年四月三十日法律第百十八号)

最終改正：平成二十三年一二月一四日法律第一二二号

## 第一章 総則

(この法律の目的)

第一条 この法律は、社会教育法（昭和二十四年法律第二百七号）の精神に基き、図書館の設置及び運営に関して必要な事項を定め、その健全な発達を図り、もつて国民の教育と文化の発展に寄与することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において「図書館」とは、図書、記録その他必要な資料を収集し、整理し、保存して、一般公衆の利用に供し、その教養、調査研究、レクリエーション等に資することを目的とする施設で、地方公共団体、日本赤十字社又は一般社団法人若しくは一般財団法人が設置するもの（学校に附属する図書館又は図書室を除く。）をいう。

2 前項の図書館のうち、地方公共団体の設置する図書館を公立図書館といい、日本赤十字社又は一般社団法人若しくは一般財団法人の設置する図書館を私立図書館という。

(図書館奉仕)

第三条 図書館は、図書館奉仕のため、土地の事情及び一般公衆の希望に沿い、更に学校教育を援助し、及び家庭教育の向上に資することとなるように留意し、おおむね次に掲げる事項の実施に努めなければならない。

一 郷土資料、地方行政資料、美術品、レコード及びフィルムの収集にも十分留意して、図書、記録、視聴覚教育の資料その他必要な資料（電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られた記録をいう。）を含む。以下「図書館資料」という。）を収集し、一般公衆の利用に供すること。

二 図書館資料の分類排列を適切にし、及びその目録を整備すること。

三 図書館の職員が図書館資料について十分な知識を持ち、その利用のための相談に応ずるようにすること。

四 他の図書館、国立国会図書館、地方公共団体の議会に附置する図書室及び学校に附属する図書館又は図書室と緊密に連絡し、協力し、図書館資料の相互貸借を行うこと。

五 分館、閲覧所、配本所等を設置し、及び自動車文庫、貸出文庫の巡回を行うこと。

六 読書会、研究会、鑑賞会、映写会、資料展示会等を主催し、及びこれらの開催を奨励すること。

七 時事に関する情報及び参考資料を紹介し、及び提供すること。

八 社会教育における学習の機会を利用して行つた学習の成果を活用して行う教育活動その他の活動の機会を提供し、及びその提供を奨励すること。

九 学校、博物館、公民館、研究所等と緊密に連絡し、協力すること。

(司書及び司書補)

第四条 図書館に置かれる専門的職員を司書及び司書補と称する。

2 司書は、図書館の専門的事務に従事する。

3 司書補は、司書の職務を助ける。

(司書及び司書補の資格)

第五条 次の各号のいずれかに該当する者は、司書となる資格を有する。

一 大学を卒業した者で大学において文部科学省令で定める図書館に関する科目を履修したものの

二 大学又は高等専門学校を卒業した者で次条の規定による司書の講習を修了したものの

三 次に掲げる職にあつた期間が通算して三年以上になる者で次条の規定による司書の講習を修了したものの

イ 司書補の職

ロ 国立国会図書館又は大学若しくは高等専門学校の附属図書館における職で司書補の職に相当するもの

ハ ロに掲げるもののほか、官公署、学校又は社会教育施設における職で社会教育主事、学芸員その他の司書補の職と同等以上の職として文部科学大臣が指定するもの

2 次の各号のいずれかに該当する者は、司書補となる資格を有する。

一 司書の資格を有する者

二 学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第九十条第一項の規定により大学に入学することのできる者で次条の規定による司書補の講習を修了したものの

(司書及び司書補の講習)

第六条 司書及び司書補の講習は、大学が、文部科学大臣の委嘱を受けて行う。

2 司書及び司書補の講習に関し、履修すべき科目、単位その他必要な事項は、文部科学省令で定める。ただし、その履修すべき単位数は、十五単位を下ることができない。

(司書及び司書補の研修)

第七条 文部科学大臣及び都道府県の教育委員会は、司書及び司書補に対し、その資質の向上のために必要な研修を行うよう努めるものとする。

(設置及び運営上望ましい基準)

第七条の二 文部科学大臣は、図書館の健全な発達を図るために、図書館の設置及び運営上望ましい基準を定め、これを公表するものとする。

(運営の状況に関する評価等)

第七条の三 図書館は、当該図書館の運営の状況について評価を行うとともに、その結果に基づき図書館の運営の改善を図るため必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(運営の状況に関する情報の提供)

第七条の四 図書館は、当該図書館の図書館奉仕に関する地域住民その他の関係者の理解を深めるとともに、これらの者との連携及び協力の推進に資するため、当該図書館の運営の状況に関する情報を積極的に提供するよう努めなければならない。

(協力の依頼)

第八条 都道府県の教育委員会は、当該都道府県内の図書館奉仕を促進するために、市(特別区を含む。以下同じ。)町村の教育委員会に対し、総合目録の作製、貸出文庫の巡回、図書館資料の相互貸借等に関して協力を求めることができる。

(公の出版物の収集)

第九条 政府は、都道府県の設置する図書館に対し、官報その他一般公衆に対する広報の用に供せられる独立行政法人国立印刷局の刊行物を二部提供するものとする。

2 国及び地方公共団体の機関は、公立図書館の求めに応じ、これに対して、それぞれの発行する刊行物その他の資料を無償で提供することができる。

## 第二章 公立図書館

(設置)

第十条 公立図書館の設置に関する事項は、当該図書館を設置する地方公共団体の条例で定めなければならない。

第十一条 削除

第十二条 削除

(職員)

第十三条 公立図書館に館長並びに当該図書館を設置する地方公共団体の教育委員会が必要と認める専門的職員、事務職員及び技術職員を置く。

2 館長は、館務を掌理し、所属職員を監督して、図書館奉仕の機能の達成に努めなければならない。

(図書館協議会)

第十四条 公立図書館に図書館協議会を置くことができる。

2 図書館協議会は、図書館の運営に関し館長の諮問に応ずるとともに、図書館の行う図書館奉仕につき、館長に対して意見を述べる機関とする。

第十五条 図書館協議会の委員は、当該図書館を設置する地方公共団体の教育委員会が任命する。

第十六条 図書館協議会の設置、その委員の任命の基準、定数及び任期その他図書館協議会に関し必要な事項については、当該図書館を設置する地方公共団体の条例で定めなければならない。この場合において、委員の任命の基準については、文部科学省令で定める基準を参酌するものとする。

(入館料等)

第十七条 公立図書館は、入館料その他図書館資料の利用に対するいかなる対価をも徴収してはならない。

第十八条 削除

第十九条 削除

(図書館の補助)

第二十条 国は、図書館を設置する地方公共団体に対し、予算の範囲内において、図書館の施設、設備に要する経費その他必要な経費の一部を補助することができる。

2 前項の補助金の交付に関し必要な事項は、政令で定める。

第二十一条 削除

第二十二条 削除

第二十三条 国は、第二十条の規定による補助金の交付をした場合において、左の各号の一に該当するときは、当該年度におけるその後の補助金の交付をやめるとともに、既に交付した当該年度の補助金を返還させなければならない。

- 一 図書館がこの法律の規定に違反したとき。
- 二 地方公共団体が補助金の交付の条件に違反したとき。
- 三 地方公共団体が虚偽の方法で補助金の交付を受けたとき。

# 図書館の設置及び運営上の望ましい基準

(平成 24 年 12 月 19 日 文部科学省告示第 172 号)

図書館法（昭和二十五年法律第百十八号）第七条の二の規定に基づき、公立図書館の設置及び運営上の望ましい基準（平成十三年文部科学省告示第百三十二号）の全部を次のように改正し、平成 24 年 12 月 19 日から施行する。

平成 24 年 12 月 19 日  
文部科学大臣 田中眞紀子

## 目次

### 第一 総則

- 一 趣旨
- 二 設置の基本
- 三 運営の基本
- 四 連携・協力
- 五 著作権等の権利の保護
- 六 危機管理

### 第二 公立図書館

#### 一 市町村立図書館

##### 1 管理運営

- (一) 基本的運営方針及び事業計画
- (二) 運営の状況に関する点検及び評価等
- (三) 広報活動及び情報公開
- (四) 開館日時等
- (五) 図書館協議会
- (六) 施設・設備

##### 2 図書館資料

- (一) 図書館資料の収集等
- (二) 図書館資料の組織化

##### 3 図書館サービス

- (一) 貸出サービス等
- (二) 情報サービス
- (三) 地域の課題に対応したサービス
- (四) 利用者に対応したサービス

- (五) 多様な学習機会の提供
- (六) ボランティア活動等の促進

#### 4 職員

- (一) 職員の配置等
- (二) 職員の研修

### 二 都道府県立図書館

- 1 域内の図書館への支援
- 2 施設・設備
- 3 調査研究
- 4 図書館資料
- 5 職員
- 6 準用

### 第三 私立図書館

#### 一 管理運営

- 1 運営の状況に関する点検及び評価等
- 2 広報活動及び情報公開
- 3 開館日時
- 4 施設・設備

#### 二 図書館資料

#### 三 図書館サービス

#### 四 職員

### 第一 総則

#### 一 趣旨

- 1 この基準は、図書館法（昭和二十五年法律第百十八号。以下「法」という。）第七条の二の規定に基づく図書館の設置及び運営上の望ましい基準であり、図書館の健全な発展に資することを目的とする。
- 2 図書館は、この基準を踏まえ、法第三条に掲げる事項等の図書館サービスの実施に努めなければならない。

#### 二 設置の基本

- 1 市（特別区を含む。以下同じ。）町村は、住民に対して適切な図書館サービスを行うことができるよう、住民の生活圏、図書館の利用圏等を十分に考慮し、市町村立図書館及び分館等の設置に努めるとともに、必要に応じ移動図書館の活用を行うものとする。併

せて、市町村立図書館と公民館図書室等との連携を推進することにより、当該市町村の全域サービス網の整備に努めるものとする。

- 2 都道府県は、都道府県立図書館の拡充に努め、住民に対して適切な図書館サービスを行うとともに、図書館未設置の町村が多く存在することも踏まえ、当該都道府県内の図書館サービスの全体的な進展を図る観点に立って、市町村に対して市町村立図書館の設置及び運営に関する必要な指導・助言等を行うものとする。
- 3 公立図書館（法第二条第二項に規定する公立図書館をいう。以下同じ。）の設置に当たっては、サービス対象地域の人口分布と人口構成、面積、地形、交通網等を勘案して、適切な位置及び必要な図書館施設の床面積、蔵書収蔵能力、職員数等を確保するよう努めるものとする。

### 三 運営の基本

- 1 図書館の設置者は、当該図書館の設置の目的を適切に達成するため、司書及び司書補の確保並びに資質・能力の向上に十分留意しつつ、必要な管理運営体制の構築に努めるものとする。
- 2 市町村立図書館は、知識基盤社会における知識・情報の重要性を踏まえ、資料（電磁的記録を含む。以下同じ。）や情報の提供等の利用者及び住民に対する直接的なサービスの実施や、読書活動の振興を担う機関として、また、地域の情報拠点として、利用者及び住民の要望や社会の要請に応え、地域の実情に即した運営に努めるものとする。
- 3 都道府県立図書館は、前項に規定する事項に努めるほか、住民の需要を広域的かつ総合的に把握して、資料及び情報を体系的に収集、整理、保存及び提供すること等を通じて、市町村立図書館に対する円滑な図書館運営の確保のための援助に努めるとともに、当該都道府県内の図書館間の連絡調整等の推進に努めるものとする。
- 4 私立図書館（法第二条第二項に規定する私立図書館をいう。以下同じ。）は、当該図書館を設置する法人の目的及び当該図書館の設置の目的に基づき、広く公益に資するよう運営を行うことが望ましい。
- 5 図書館の設置者は、当該図書館の管理を他の者に行わせる場合には、当該図書館の事業の継続的かつ安定的な実施の確保、事業の水準の維持及び向上、司書及び司書補の確保並びに資質・能力の向上等が図られるよう、当該管理者との緊密な連携の下に、この基準に定められた事項が確実に実施されるよう努めるものとする。

### 四 連携・協力

- 1 図書館は、高度化・多様化する利用者及び住民の要望に対応するとともに、利用者及

び住民の学習活動を支援する機能の充実を図るため、資料や情報の相互利用などの他の施設・団体等との協力を積極的に推進するよう努めるものとする。

- 2 図書館は、前項の活動の実施に当たっては、図書館相互の連携のみならず、国立国会図書館、地方公共団体の議会に附置する図書室、学校図書館及び大学図書館等の図書施設、学校、博物館及び公民館等の社会教育施設、関係行政機関並びに民間の調査研究施設及び民間団体等との連携にも努めるものとする。

## 五 著作権等の権利の保護

図書館は、その運営に当たって、職員や利用者が著作権法（昭和四十五年法律第四十八号）その他の法令に規定する権利を侵害することのないよう努めるものとする。

## 六 危機管理

- 1 図書館は、事故、災害その他非常の事態による被害を防止するため、当該図書館の特性を考慮しつつ、想定される事態に係る危機管理に関する手引書の作成、関係機関と連携した危機管理に関する訓練の定期的な実施その他の十分な措置を講じるものとする。
- 2 図書館は、利用者の安全の確保のため、防災上及び衛生上必要な設備を備えるものとする。

## 第二 公立図書館

### 一 市町村立図書館

#### 1 管理運営

##### （一）基本的運営方針及び事業計画

- 1 市町村立図書館は、その設置の目的を踏まえ、社会の変化や地域の実情に応じ、当該図書館の事業の実施等に関する基本的な運営の方針（以下「基本的運営方針」という。）を策定し、公表するよう努めるものとする。
- 2 市町村立図書館は、基本的運営方針を踏まえ、図書館サービスその他図書館の運営に関する適切な指標を選定し、これらに係る目標を設定するとともに、事業年度ごとに、当該事業年度の事業計画を策定し、公表するよう努めるものとする。
- 3 市町村立図書館は、基本的運営方針並びに前項の指標、目標及び事業計画の策定に当たっては、利用者及び住民の要望並びに社会の要請に十分留意するものとする。

##### （二）運営の状況に関する点検及び評価等

- 1 市町村立図書館は、基本的運営方針に基づいた運営がなされることを確保し、その事業の水準の向上を図るため、各年度の図書館サービスその他図書館の運営の状況に

ついて、(一)の2の目標及び事業計画の達成状況等に関し自ら点検及び評価を行うよう努めなければならない。

- 2 市町村立図書館は、前項の点検及び評価のほか、当該図書館の運営体制の整備の状況に応じ、図書館協議会（法第十四条第一項に規定する図書館協議会をいう。以下同じ。）の活用その他の方法により、学校教育又は社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者、図書館の事業に関して学識経験のある者、図書館の利用者、住民その他の関係者・第三者による評価を行うよう努めるものとする。
- 3 市町村立図書館は、前二項の点検及び評価の結果に基づき、当該図書館の運営の改善を図るため必要な措置を講ずるよう努めなければならない。
- 4 市町村立図書館は、第一項及び第二項の点検及び評価の結果並びに前項の措置の内容について、インターネットその他の高度情報通信ネットワーク（以下「インターネット等」という。）をはじめとした多様な媒体を活用すること等により、積極的に公表するよう努めなければならない。

### (三) 広報活動及び情報公開

市町村立図書館は、当該図書館に対する住民の理解と関心を高め、利用者の拡大を図るため、広報紙等の定期的な刊行やインターネット等を活用した情報発信等、積極的かつ計画的な広報活動及び情報公開に努めるものとする。

### (四) 開館日時等

市町村立図書館は、利用者及び住民の利用を促進するため、開館日・開館時間の設定に当たっては、地域の実情や利用者及び住民の多様な生活時間等に配慮するものとする。また、移動図書館を運行する場合は、適切な周期による運行等に努めるものとする。

### (五) 図書館協議会

- 1 市町村教育委員会は、図書館協議会を設置し、地域の実情を踏まえ、利用者及び住民の要望を十分に反映した図書館の運営がなされるよう努めるものとする。
- 2 図書館協議会の委員には、法第十六条の規定により条例で定める委員の任命の基準に従いつつ、地域の実情に応じ、多様な人材の参画を得るよう努めるものとする。

### (六) 施設・設備

- 1 市町村立図書館は、この基準に示す図書館サービスの水準を達成するため、図書館資料の開架・閲覧、保存、視聴覚資料の視聴、情報の検索・レファレンスサービス、集会・展示、事務管理等に必要な施設・設備を確保するよう努めるものとする。
- 2 市町村立図書館は、高齢者、障害者、乳幼児とその保護者及び外国人その他特に配慮を必要とする者が図書館施設を円滑に利用できるよう、傾斜路や対面朗読室等の施設の整備、拡大読書器等資料の利用に必要な機器の整備、点字及び外国語による表示の充実等に努めるとともに、児童・青少年の利用を促進するため、専用スペースの確保等に努めるものとする。

## 2 図書館資料

### (一) 図書館資料の収集等

- 1 市町村立図書館は、利用者及び住民の要望、社会の要請並びに地域の実情に十分留意しつつ、図書館資料の収集に関する方針を定め、公表するよう努めるものとする。
- 2 市町村立図書館は、前項の方針を踏まえ、充実した図書館サービスを実施する上で必要となる十分な量の図書館資料を計画的に整備するよう努めるものとする。その際、郷土資料及び地方行政資料、新聞の全国紙及び主要な地方紙並びに視聴覚資料等多様な資料の整備にも努めるものとする。また、郷土資料及び地方行政資料の電子化に努めるものとする。

### (二) 図書館資料の組織化

市町村立図書館は、利用者の利便性の向上を図るため、図書館資料の分類、配架、目録・索引の整備等による組織化に十分配慮するとともに、書誌データの整備に努めるものとする。

## 3 図書館サービス

### (一) 貸出サービス等

市町村立図書館は、貸出サービスの充実を図るとともに、予約制度や複写サービス等の運用により利用者の多様な資料要求に的確に応えるよう努めるものとする。

### (二) 情報サービス

- 1 市町村立図書館は、インターネット等や商用データベース等の活用にも留意しつつ、利用者の求めに応じ、資料の提供・紹介及び情報の提示等を行うレファレンスサービスの充実・高度化に努めるものとする。
- 2 市町村立図書館は、図書館の利用案内、テーマ別の資料案内、資料検索システムの供用等のサービスの充実を努めるものとする。
- 3 市町村立図書館は、利用者がインターネット等の利用により外部の情報にアクセスできる環境の提供、利用者の求めに応じ、求める資料・情報にアクセスできる地域内外の機関等を紹介するレフェラルサービスの実施に努めるものとする。

### (三) 地域の課題に対応したサービス

市町村立図書館は、利用者及び住民の生活や仕事に関する課題や地域の課題の解決に向けた活動を支援するため、利用者及び住民の要望並びに地域の実情を踏まえ、次に掲げる事項その他のサービスの実施に努めるものとする。

- ア 就職・転職、起業、職業能力開発、日常の仕事等に関する資料及び情報の整備・提供
- イ 子育て、教育、若者の自立支援、健康・医療、福祉、法律・司法手続等に関する資料及び情報の整備・提供

ウ 地方公共団体の政策決定、行政事務の執行・改善及びこれらに関する理解に必要な資料及び情報の整備・提供

#### (四) 利用者に対応したサービス

市町村立図書館は、多様な利用者及び住民の利用を促進するため、関係機関・団体と連携を図りながら、次に掲げる事項その他のサービスの充実に努めるものとする。

ア (児童・青少年に対するサービス) 児童・青少年用図書等の整備・提供、児童・青少年の読書活動を促進するための読み聞かせ等の実施、その保護者等を対象とした講座・展示会の実施、学校等の教育施設等との連携

イ (高齢者に対するサービス) 大活字本、録音資料等の整備・提供、図書館利用の際の介助、図書館資料等の代読サービスの実施

ウ (障害者に対するサービス) 点字資料、大活字本、録音資料、手話や字幕入りの映像資料等の整備・提供、手話・筆談等によるコミュニケーションの確保、図書館利用の際の介助、図書館資料等の代読サービスの実施

エ (乳幼児とその保護者に対するサービス) 乳幼児向けの図書及び関連する資料・情報の整備・提供、読み聞かせの支援、講座・展示会の実施、託児サービスの実施

オ (外国人等に対するサービス) 外国語による利用案内の作成・頒布、外国語資料や各国事情に関する資料の整備・提供

カ (図書館への来館が困難な者に対するサービス) 宅配サービスの実施

#### (五) 多様な学習機会の提供

1 市町村立図書館は、利用者及び住民の自主的・自発的な学習活動を支援するため、講座、相談会、資料展示会等を主催し、又は関係行政機関、学校、他の社会教育施設、民間の関係団体等と共催して多様な学習機会の提供に努めるとともに、学習活動のための施設・設備の供用、資料の提供等を通じ、その活動環境の整備に努めるものとする。

2 市町村立図書館は、利用者及び住民の情報活用能力の向上を支援するため、必要な学習機会の提供に努めるものとする。

#### (六) ボランティア活動等の促進

1 市町村立図書館は、図書館におけるボランティア活動が、住民等が学習の成果を活用する場であるとともに、図書館サービスの充実に資するものであることにかんがみ、読み聞かせ、代読サービス等の多様なボランティア活動等の機会や場所を提供するよう努めるものとする。

2 市町村立図書館は、前項の活動への参加を希望する者に対し、当該活動の機会や場所に関する情報の提供や当該活動を円滑に行うための研修等を実施するよう努めるものとする。

## 4 職員

### (一) 職員の配置等

- 1 市町村教育委員会は、市町村立図書館の館長として、その職責にかんがみ、図書館サービスその他の図書館の運営及び行政に必要な知識・経験とともに、司書となる資格を有する者を任命することが望ましい。
- 2 市町村教育委員会は、市町村立図書館が専門的なサービスを実施するために必要な数の司書及び司書補を確保するよう、その積極的な採用及び処遇改善に努めるとともに、これら職員の職務の重要性にかんがみ、その資質・能力の向上を図る観点から、第一の四の2に規定する関係機関等との計画的な人事交流（複数の市町村又は都道府県の機関等との広域的な人事交流を含む。）に努めるものとする。
- 3 市町村立図書館には、前項の司書及び司書補のほか、必要な数の職員を置くものとする。
- 4 市町村立図書館は、専門的分野に係る図書館サービスの充実を図るため、必要に応じ、外部の専門的知識・技術を有する者の協力を得るよう努めるものとする。

### (二) 職員の研修

- 1 市町村立図書館は、司書及び司書補その他の職員の資質・能力の向上を図るため、情報化・国際化の進展等に留意しつつ、これらの職員に対する継続的・計画的な研修の実施等に努めるものとする。
- 2 市町村教育委員会は、市町村立図書館の館長その他の職員の資質・能力の向上を図るため、各種研修機会の拡充に努めるとともに、文部科学大臣及び都道府県教育委員会等が主催する研修その他必要な研修にこれら職員を参加させるよう努めるものとする。

## 二 都道府県立図書館

### 1 域内の図書館への支援

- 1 都道府県立図書館は、次に掲げる事項について、当該都道府県内の図書館の求めに応じて、それらの図書館への支援に努めるものとする。
  - ア 資料の紹介、提供に関すること
  - イ 情報サービスに関すること
  - ウ 図書館資料の保存に関すること
  - エ 郷土資料及び地方行政資料の電子化に関すること
  - オ 図書館の職員の研修に関すること
  - カ その他図書館運営に関すること
- 2 都道府県立図書館は、当該都道府県内の図書館の状況に応じ、それらの図書館との間における情報通信技術を活用した情報の円滑な流通や、それらの図書館への資料の貸出のための円滑な搬送の確保に努めるものとする。
- 3 都道府県立図書館は、当該都道府県内の図書館の相互協力の促進等に資するため、当該都道府県内の図書館で構成する団体等を活用して、図書館間の連絡調整の推進に

努めるものとする。

## 2 施設・設備

都道府県立図書館は、第二の二の六により準用する第二の一の1の(六)に定める施設・設備のほか、次に掲げる機能に必要な施設・設備の確保に努めるものとする。

ア 研修

イ 調査研究

ウ 市町村立図書館の求めに応じた資料保存等

## 3 調査研究

都道府県立図書館は、図書館サービスを効果的・効率的に行うための調査研究に努めるものとする。その際、特に、図書館に対する利用者及び住民の要望、図書館運営にかかわる地域の諸条件、利用者及び住民の利用促進に向けた新たなサービス等に関する調査研究に努めるものとする。

## 4 図書館資料

都道府県立図書館は、第二の二の六により準用する第二の一の2に定める事項のほか、次に掲げる事項の実施に努めるものとする。

ア 市町村立図書館等の要求に十分に応えるための資料の整備

イ 高度化・多様化する図書館サービスへの要請に対応するための、郷土資料その他の特定分野に関する資料の目録・索引等の整備及び配布

## 5 職員

1 都道府県教育委員会は、都道府県立図書館において第二の二の六により準用する第二の一の4の(一)に定める職員のほか、第二の二の1、3及び4に掲げる機能を果たすために必要な職員を確保するよう努めるものとする。

2 都道府県教育委員会は、当該都道府県内の図書館の職員の資質・能力の向上を図るため、それらの職員を対象に、必要な研修を行うよう努めるものとする。

## 6 準用

第二の一に定める市町村立図書館に係る基準は、都道府県立図書館に準用する。

### 第三 私立図書館

#### 一 管理運営

##### 1 運営の状況に関する点検及び評価等

1 私立図書館は、その運営が適切に行われるよう、図書館サービスその他図書館の運営に関する適切な指標を選定し、これらに係る目標を設定した上で、その目標の達成状況等に関し自ら点検及び評価を行うよう努めるものとする。

2 私立図書館は、前項の点検及び評価のほか、当該図書館の運営体制の整備の状況に

応じ、図書館の事業に関して学識経験のある者、当該図書館の利用者その他の関係者・第三者による評価を行うことが望ましい。

3 私立図書館は、前二項の点検及び評価の結果に基づき、当該図書館の運営の改善を図るため必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

4 私立図書館は、第一項及び第二項の点検及び評価の結果並びに前項の措置の内容について、積極的に公表するよう努めるものとする。

## 2 広報活動及び情報公開

私立図書館は、積極的かつ計画的な広報活動及び情報公開を行うことが望ましい。

## 3 開館日時

私立図書館は、開館日・開館時間の設定に当たっては、多様な利用者に配慮することが望ましい。

## 4 施設・設備

私立図書館は、その設置の目的に基づく図書館サービスの水準を達成するため、多様な利用者に配慮しつつ、必要な施設・設備を確保することが望ましい。

## 二 図書館資料

私立図書館は、当該図書館が対象とする専門分野に応じて、図書館資料を計画的かつ継続的に収集・組織化・保存し、利用に供することが望ましい。

## 三 図書館サービス

私立図書館は、当該図書館における資料及び情報の整備状況、多様な利用者の要望等に配慮して、閲覧・貸出・レファレンスサービス等のサービスを適切に提供することが望ましい。

## 四 職員

1 私立図書館には、専門的なサービスを実施するために必要な数の司書及び司書補その他職員を置くことが望ましい。

2 私立図書館は、その職員の資質・能力の向上を図るため、当該職員に対する研修の機会を確保することが望ましい。